

農作業事故防止について

令和4年10月7日
埼玉県川越農林振興センター

埼玉県では、農作業が忙しくなる10月～11月にかけて「秋の農作業事故ゼロ運動」を実施しています。

県内で発生した農作業事故は、令和3年は22件（うち死亡事故3件）報告されていますので、下記の内容に留意し、農作業安全に努めて下さい。

①農作業事故発生要因は？

埼玉県の農作業事故は、農業機械に係る事故が多く、過去5年間の事故要因調査では、機械に係る事故が60%（91件）と高い割合を占めています（図1）。

農業機械は、トラック（軽トラック含む）、トラクタ、コンバインなどの機械です。次いでハサミや脚立といった用手具による事故12%（13件）です。

令和3年に発生した事故内容は、「農業者のつまずき・転倒」の3件、「刈払い機ごと水路等への転落等」3件、「刃部との接触」3件となっています。特にトラクタやコンバインの乗降車中に足を滑らせて転倒する事故は令和2年度に引き続き多かったです。22件の事故のうち死亡事故は3件でした。

事故当事者の年代別では70代が27.6%で、60代以上が全体の69.0%を占めています。一方で、40代以下の農業者でも全体の19.1%を占め、若手の農業従事者も事故の被害を受けています（図2）。

②農業者を作業事故から守る対策とは？

事故が多かった内容の「作業者のつまずき・転倒」では、3件のうち2件が、トラクタやコンバインの乗降車中に足を滑らせて転倒したものです。トラクタやコンバインからの降車時は、必ず手すりをつかみ後ろ向きに降車して下さい。

「脚立からの転倒事故」の対策としては、①高さ2m以上での作業は、労働安全衛生法で高所作業に該当するため、ヘルメットや安全帯などの保護具を使用して下さい。②必ず足場の安定を確認して設置し、固定できない場合は補助者を配置して下さい。③脚立やはしごは必ず記載されている使用角度を守って設置して下さい。脚立の最上段には上らないで下さい。

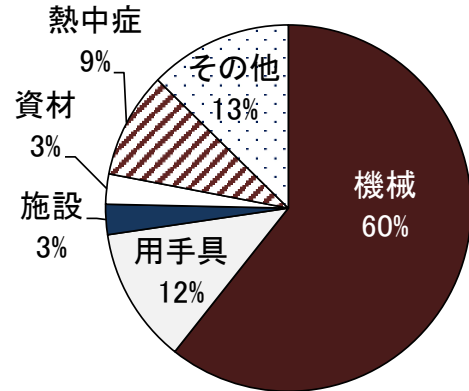


図1 過去5年間の事故要因別割合
(平成29年～令和3年、150件)
埼玉県農林部農業支援課調べ

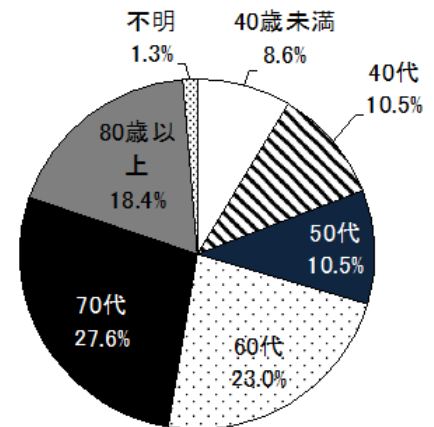


図2 農作業事故における年代別割合
(平成29年～令和3年、152人)
埼玉県農林部農業支援課調べ

「水路等への転落」では、3件のうち2件が、刈払機で畦の草刈り中に、足を滑らせて用水路に転落したものでした。対策としては、スパイクのついた靴など滑りにくい靴を使用して下さい。用水路の掃除中にバランスを崩して転落した事故も発生しています。可能であれば、身を乗り出さずにすむよう踏板などを設置して下さい。水路での作業は、ひとりで行って大事故につながったケースが過去にありますので、用水路の掃除などの作業は、複数人で行います。

「刃部との接触」では、刈払機での作業中に、近づいてきた被害者に気が付かず刃が足に接触してしまったもの、コンバインの脱穀クラッチを切りタンク内に手を入れたところ回転していた一番ラセン鉄羽に指が接触したもの、自走式草刈機でバック走行している際に転倒して足が刃部に巻き込まれてしまったものでした。刈払作業中の事故対策は、①作業者の15m以内には近づかないで下さい。②作業者に声をかける必要があるときは、笛などで前方から合図をし、作業者がエンジンを停止したのを確認してから近づいて下さい。「コンバインの脱穀クラッチを切り、タンク内に手を入れたところ回転していた一番ラセン鉄羽に指が接触する事故」については、タンク内に手を入れる際はエンジンを切って下さい（機種によっては脱穀クラッチを切っても回転が停止しないので注意する）。

「自走式草刈機でバック走行している際に転倒し、刃部で足を切る事故」の対策は、①バックでの走行は可能な限り行わないで下さい。②バックで走行する際は、障害物やくぼみなどがいないか、足場を確認してからバックして下さい。

③その他

日頃から体調管理に気を付け、作業中は定期的に休憩をとるようにしましょう。

農業機械の事故等に見舞われた場合に備え、療養・休業給付から遺族給付までの補償がある労災保険の特別加入制度への加入をしましょう。